

資産税ニュース

July 2010, Issue 1

PwC Japan Tax Newsletter

年金型保険の二重課税訴訟－納税者勝訴の影響

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約560名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースでは、相続税や贈与税に関する税務アドバイザリーサービスを提供しています。特に、企業オーナーに対する事業承継やクロスボーダーの資産に関するアドバイスを中心に行っています。

PwCのグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属するPwC各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザリーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwCは、世界151カ国に163,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

今後私どもは、更なるサービスの向上を目的として、日本の内外を問わず資産税(相続税・贈与税・譲渡所得課税等)に関する情報を資産税ニュースとして発信してまいります。日ごろより資産税に関与されておられます皆様に、少しでもお役立ていただければ幸いです。

* * * * *

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にお問い合わせください。

2010年7月6日に最高裁判所第三小法廷において、年金型保険に関する所得税法上の取り扱いについて、納税者側勝訴の判決が言い渡されました。本ニュースレターでは、その判決の概要および影響をご説明いたします。

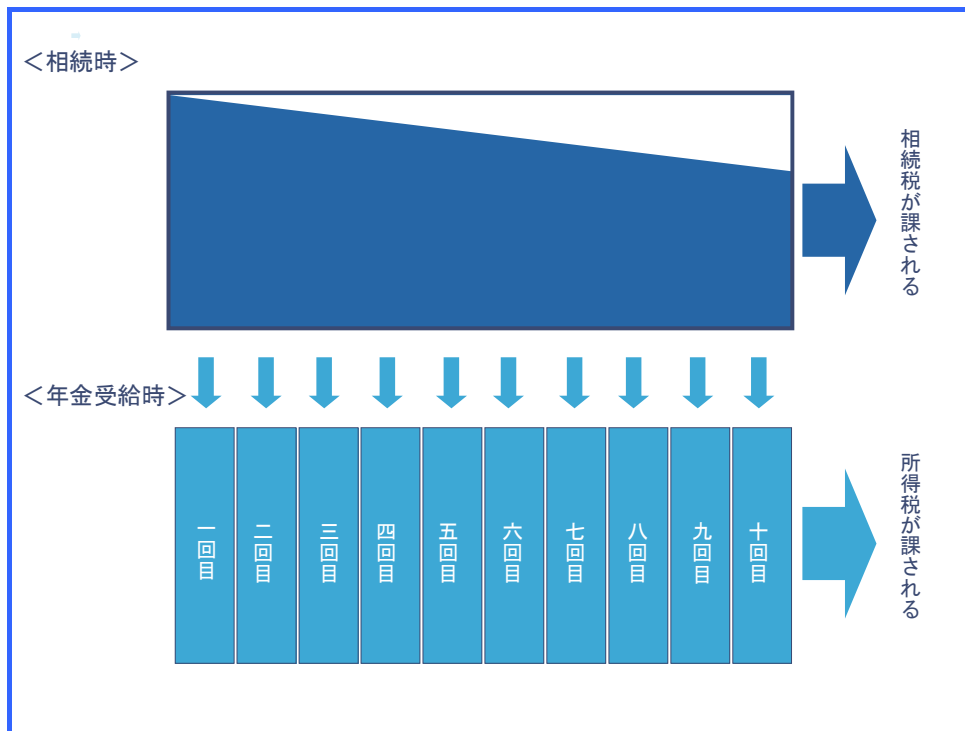
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

© 2010 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

1. 事件の概要について

本件は、年金払い特約付きの生命保険契約の被保険者でありその保険料を負担していた夫であるAが死亡したことにより、同契約に基づく第1回目の年金として夫の死亡日を支給日として支払いを受けた年金が、Aの妻であるX(原告・被控訴人・上告人)の所得税法上の雑所得に該当するか否かについて争われた事件です。

上述のような年金については、相続時にはみなし相続財産として一定の方法で計算した年金受給権に相続税が課され、実際に年金を受け取ったときには、雑所得として所得税が課されていました。



2. 地裁および高裁の判決要旨

地裁においては、相続税の課税財産となる年金受給権と、実際に支給日に支払われる年金とは、**実質的・経済的に価値が同一のものである**として、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益として評価できるときでも、その所得に所得税を課することは許されないと解するのが相当であると判断しました。

一方、高裁においては、下記の理由から、本件年金は所得税法に規定する非課税所得には該当しないものと判断しました。

①	相続税法によりみなし相続財産として取り扱われる「保険金」とは保険金請求権を意味するものと解される。そして、本件においてXが相続したものとみなされる財産は保険金そのものではなく『 保険金請求権 』という 権利 であり、 相続税はその保険金請求権を課税対象としている 。従って、所得税法上の課税対象とならない財産は保険請求権という権利になる。
②	一方で、Xが取得した本件年金は 年金受給権とは法的に異なる『支分権』に基づいて発生した ものであり、相続税法に規定する「保険金」には該当しないため、所得税法に規定する非課税所得には該当しない。

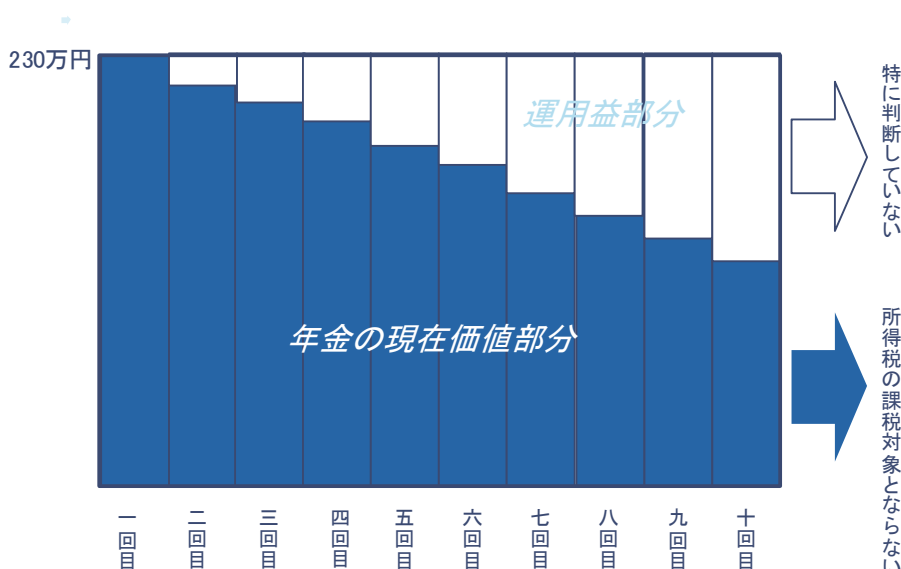
X側は上記の高裁判決を不服として最高裁に上告しました。

3. 最高裁の判決要旨

最高裁においては、以下の理由から、本件年金支給額のうち相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象にならないと判断しました。

①	【非課税になるのは財産ではなく、その財産の取得により帰属する所得が対象】 所得税法に非課税所得として規定されている『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、 当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すもの と解される。
②	【同一の経済的価値に対する二重課税排除が趣旨】 そして、その財産の取得によりその者に帰属する所得とは、その財産の取得の時における価額に相当する経済的価値であり、この経済的価値は相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、所得税法の趣旨は 相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したもの と解される。
③	【差額は運用益の合計額に相当】 相続税法においてみなし相続財産として取り扱われる生命保険契約の保険金には、年金の方法により支払いを受けるものも含まれると解される。そして、この保険金は基本債権としての年金受給権を指し、相続税法に規定する定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。 年金受給権のうち有期定期金債権に当たるものの相続税課税対象額は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を現在価値に引きなおした合計額に相当し、その価額と残存期間に受け取るべき年金総額との差額は 年金の現在価値を元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているもの と解される。
④	【第一回目の年金は、支給額と現在価値が一致】 上記の判断から、当該現在価値相当分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税の課税対象とならないというべきである。なお、本件年金の額は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人の死亡時の現在価値とが一致するものと解される。従って、 本件年金の額は、全て所得税の課税対象とはならない。

なお、最高裁判所の判断を図で示すと下記の通りとなります。



4. 本判決の影響

(1) 今回の判決の対象

本訴訟で最高裁の判断が行われたのは、年金として支払いを受ける保険金のうち一回目の支払部分についてのみであり、二回目以降の支払部分に含まれるとされる運用益部分についての判断はされていませんので、留意が必要です。

(2) 財務大臣のコメント

2010年7月7日付で野田佳彦財務大臣は税法で還付が認められる過去5年分については納税者が更正の請求を行うことにより減額の更正をすること、および5年を超す分についても法改正などにより救済することを検討する旨発言しています。

この野田財務大臣の発言につきましては財務省のホームページ(<http://www.mof.go.jp/mof/dan220707.pdf>)をご確認ください。

(3) 国税庁のコメント

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h22/9291/index.htm>)においても、上記の野田財務大臣の発言を引用した上で、「これまでの法令解釈を変更し、過去5年分については更正の請求を経て減額更正を行い、一方、過去5年を超える部分については対応策が決まり次第適切に対処する」旨のコメントが発表されています。なお、「課税対象とならない部分の算定方法などについては対応方法が確定次第、国税庁のホームページや税務署の窓口などにおいて広報・周知」が図られるようです。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル 15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	小林 和也	03-5251-2752	kazuya.kobayashi@jp.pwc.com
	發知 敏雄	03-5251-2876	toshio.hotchi@jp.pwc.com
マネージャー	乙部 隆仁	03-5251-2896	takahito.t.otobe@jp.pwc.com
	塩谷 洋子	03-5251-2024	yoko.shionoya@jp.pwc.com
	山崎 学	03-5251-6235	manabu.yamazaki@jp.pwc.com